

【こんなときは？ Q&A】

Q 1 盆踊りや運動会など各種の行事への参加者が少なくなっています。何かいい方法はないでしょうか。

A 1 多くの人に参加してもらうには、地域の人たちが希望する行事であったり、様々な年齢層が参加できるものであることが必要です。住民のニーズを把握したり、新企画について他の地区と情報交換をすることも役に立ちます。また、行事の実施時期も検討してみる必要があります。

行事の企画・運営が得意な人、好きな人をお願いすれば、自治会長としても心強いところですが、その人を中心としながら、より広く住民の参画を促すことも必要です。住民アンケートを実施し、ニーズを把握したり、企画段階から多くの人に携わってもらうことで、関心も一層高まります。なお、自治会の未加入者へも機会を捉えて参加を呼びかけましょう。

Q 2 自治会の行事に参加しない人への対応はどうしたらよいでしょうか。

A 2 高齢者の世帯では、行事に参加したくても出られない場合も多くあると考えられます。仕事の都合や冠婚葬祭など、それぞれの家庭の事情で出られない場合もあります。毎回参加されない方や自治会未加入の方には、時折声をかけるなどして、参加を呼びかけてみてはどうでしょうか。強制的ではなく、コミュニケーションを深めながらお誘いしましょう。

Q 3 自治会活性化のために、インターネットを活用している例がありますか。

A 3 家庭へのパソコンの普及率が上昇し、情報発信の手段としてインターネットを活用することは、一般的なこととなってきました。ホームページの開設で活動の内容や行事の様子を紹介したりすることも簡単にできるようになりました。インターネットの利用は、いつでも情報の検索や問い合わせなど容易にできるので、参加しやすいというメリットもあります。

Q 4 「地域の情報がもっと欲しい」という声に応えたい。

A 4 現在、地域の情報提供は、自治会だより・公民館だよりなどの名称で作成し、配布されていますが、発行回数、情報量に制約があります。自治会活動や防災活動、各種の市民団体の活動を地域住民に紹介していくことは、市民活動を活性化し、地域のまちづくり活動へ参加する意義・楽しさを伝えるためにも非常に重要です。インターネットの活用も含め、ぜひ積極的に取り組みたい活動の一つです。

Q 5 自治会活動と神社の祭りなど宗教、選挙との関わり方について、どのように対応したらよいでしょうか。

A 5 自治会そのものが特定の宗教活動をすることは、互いの信教の自由を認めている状況の下では、慎まなければならないと思われま。神社の維持管理・修理等の費用の寄付や宗教行事への参加・役当番はその氏子集団が主催し、それへの自由な協力を得て行うべきと考えられます。一方で、日常の生活の場では、神社の祭礼などは伝統的文化的行事、共同的娯楽行事の性格を強めており、有形、無形の文化財の保護・存続の活動の場合もあると考えられます。

長い歴史のなかで地域とも深いつながりのあることも多いと思われま。これを前提としつつも、宗教上の理由で協力できない人に対する配慮や、新しく転入してきた人への説明責任を果たしたり、話し合い、理解を得ることが不可欠です。

また、選挙について、自治会連絡協議会では、自治会長名で選挙の協力要請はしないこと、自治会組織を利用して選挙活動を行わないことについて申し合わせています。また、自治会の広報板に立候補予定者の講演会などのポスターが、掲示されることがないよう呼びかけています。

Q 6 行政以外にも民間企業や福祉団体からチラシなどの回覧依頼がきますが、どのように処理すればよいでしょうか。

A 6 自治会は自治会員の福祉向上、自治活動などのために必要な情報を提供する役割があります。自治会の活動目的を考えた上で、また自治会員の共通の利益を考え、回覧文書の選定ルールが必要です。そこで、企業あるいは福祉団体などからのセールス行為に関連する文書の回覧については、原則として行わないことが、岐阜市自治会連絡協議会において取り決められています。

Q 7 自治会内の回覧板が、最後の世帯へ回るところにはチラシの行事などが終わってしまっているようなことがあります。どのように改善すればよいでしょうか。

A 7 昼間留守であったり、所用でしばらく家を空けるケースもあり、どうしても回覧が滞ってしまうこともあります。世帯数が多すぎると考えられる場合には、余裕を持って回覧できるように、組の編成替えを行うことも考えられます。また、頻繁に問題となる場合は、各世帯で回覧を次の世帯に回すときに、日付を書き入れるなどの工夫をし、会員の自覚を促すことも一つの方法です。

Q 8 自治会の加入世帯が変更となりました。「広報ぎふ」の配布部数を変更するには、どのようにすればよいのでしょうか。

A 8 各自治会連合会を通じて、広報広聴課または市民活動交流センターまで連絡してください。また、年度途中で自治会長が交代になった場合、「広報ぎふ」の届け先を変更するため、新しい自治会長の氏名、住所、電話番号を自治会連合会を通じて連絡してください。「広報ぎふ」は、発行日のおよそ2日前（の午後）までに、自治会長宅に届けられます。

《 問い合わせ先 》 市庁舎5階広報広聴課
(Tel〈直通〉214-2387)
ぎふメディアコスモス1階 市民活動交流センター
(Tel〈直通〉214-4791)

Q 9 自治会会員名簿の作成と、個人のプライバシーや個人情報の保護について教えてください。

A 9 これまで各地域で利用されている「自治会会員名簿」の記入欄には、世帯主、氏名、住所、電話番号、世帯の人員（男女別）、自治会入会日、その他構成員の氏名、性別、生年月日、緊急連絡先があります。これは、敬老会をはじめとする地域行事や、万一の災害時対応に役立つなどの目的からです。

しかし、生年月日をはじめ個人の意思に反して強制的に記載させることはできません。また、各自治会が独自に様式を作成する場合も、個人のプライバシーを守る観点から、本籍、職業、勤務先、学校名の記入を義務付けることはできません。さらに「自治会会員名簿」の回収、保管、活用時には、個人情報が適正に管理されるよう細心の注意を払う必要があります。そして、「自治会会員名簿」作成の目的を念頭に置き、その目的以外の利用や外部への提供をしてはなりません。

一方、自治会連合会ごとに作成される「〇〇自治会連合会自治会長名簿」には、自治会名称、会長氏名、性別、住所、電話番号、組数、加入世帯数、広報ぎふ配布部数、新規・継続の別を記入することとなっています。この名簿は、市民活動交流センターにも提出しています。これは、広報ぎふの配布場所、配布部数の把握や自治会長表彰の該当者確認の資料等に用いられます。

市は、市が保有する個人情報について、岐阜市個人情報保護条例の規定により、個人情報の外部提供や目的外利用について制限を行っています。ただし、道路工事などの周知のためや自治会加入のための問い合わせなど営利目的以外で必要とされるときは、自治会長の連絡先について提供する場合があります。

Q 1 0 自治会の活動を充実させるためには、自治会長の任期はどれくらい必要ですか（私の自治会では、自治会長の任期は1年交替となっています。）

A 1 0 自治会長として、1年間経験することで、問題点もわかってきます。また、新たな活動への工夫やアイデアが浮かんだりもします。短期間での役員の交替は、自治会の運営にとっても、地域の発展にとっても損失となることも少なくありません。少なくとも2年は継続することが望まれます。1年交替のシステムとなっているときも、前後の年は副会長として会長をサポートするなど、システム的に補完できるよう工夫しましょう。

Q 1 1 自治会長の改選は、どのような方法がよいのでしょうか。

A 1 1 各自治会において、積み重ねてきたノウハウやルールがあれば、まずそれを文書にしておくといいでしょう。その際に疑問な点があれば、総会の議題にするなどして整理します。

Q 1 2 自治会区域内にマンションが建設されることを知りましたが、ごみ置き場、自治会への加入についての事前協議はどのように進めたらよいのでしょうか。

A 1 2 建築主や受託業者にとっても、近隣住民と良好な関係を保持していくことは大切なことと捉えています。6階以上の建築物を建設する場合は、条例で事前に近隣住民への説明が義務付けされますので、ごみ置き場の位置等も含めた事前協議の場が設けられます。

5階以下の建築物を建築される場合は建設する際、現地に建築確認済みの表示板が掲げられますので、表示板に表記された建築主、設計者、施工者、工事管理者に連絡をとるなどして、マンションやアパートの入居者のごみ出しや自治会加入について協議します。

Q 1 3 団地などで新規に自治会を作る場合や会員数が増えたため新しく2つの自治会に分ける場合等、どのような手続きをとればよいのでしょうか。

A 1 3 自治会として活動しやすい形態をとることが大切ですので、連合会長に相談の上、総会などで決定してください。なお、自治会名と自治会長の性別、住所、氏名、電話番号、組数、加入世帯数、広報配布部数を自治会連合会を通じて、広報広聴課又は市民活動交流センターまで連絡します。

Q 1 4 自治会にはよく募金のお願いが来ますが、なぜ自治会で集めるのか、また、自治会によっては募金を自治会費から出しているところもありますが、この方法はどうかなど教えてください。

A 1 4 募金方法として、自治会を通じて集める個別募金、個人や企業・職域での募金活動があります。個人が積極的に募金活動に参加し、活動を盛り上げようとする動きが少ないのが現状ですが、自治会でも自発的、主体的な募金活動への参加を期待するものです。

次に自治会費からの募金支出についてですが、募金の主旨からすれば個々の世帯から自主的に寄せられるのが本来の形だと思います。しかし、自治会の中には、世帯規模が大きい所もあったり単身世帯等留守がちな世帯が多くあったりして、募金活動が思うようにいかないところもあります。

そういった場合でも、募金を自治会費に含めるのではなく、自治会費と募金をはっきりと区別し、募金については本来の形を念頭に置きながら、各自治会の実情にあった方法で実施していただければと思います。

Q 1 5 自主防災組織はなぜ必要なのでしょう？

A 1 5 地震などの大規模な災害が発生した場合、消防や警察などの防災関係機関は、住民の生命、身体及び財産を守るため、消火活動、救急、救助などの応急活動に万全を尽くします。しかし、支援を要する住民が多数発生する一方で、情報通信網の不通、道路の分断、建物の倒壊などによって、これらの機関の活動は著しく制限され、すべての支援要請に対応できるとは限りません。したがって被害の軽減を図るためには、住民自らが、出火の防止、初期消火、救出救護などの応急活動を行う必要があります。

災害に強いまち、安全で快適な住み良いまちをつくるため、日頃から、防災訓練などの自主防災組織の活動に積極的に参加し、地域住民全体で防災意識の向上に努めましょう。

《 問い合わせ先 》 市庁舎 6 階 都市防災政策課
岐阜市司町 4 0 番地 1
(Tel 〈直通〉 2 6 7 - 4 7 6 3)

Q 1 6 災害が発生した場合の備蓄物資は確保されていますか。

A 1 6 市では、令和 2 年度に実施した災害被害想定調査を基に、避難所避難者及び想定外避難者の備蓄物資を、地域の防災拠点（避難所）となる小・中学校に、非常用の食料・飲料水、歯ブラシ・おしりふき等の生活必需品のほか、避難所を開設するために必要な簡易トイレ、間仕切り、毛布等を備蓄しています。

しかしながら、災害による被害が広域かつ甚大な場合には、物資の供給が長期に停滞すること、また、ご自宅が被災されていない場合においても、電気、ガス、水道などのライフラインが停止することも考えられますので、各ご家庭におきましても、最低 3 日分を目標に食糧や生活必需品の備蓄に努めましょう。

また、避難する際に必要な非常持ち出し袋の準備も行いましょう。

なお、過去の大規模災害の教訓からも、自助（自らの命を自ら守る）、共助（皆さんが協力して助け合う）が、被害の軽減を図る大変重要な役割を担っていますので、自主防災組織が中心となって実施している防災訓練や研修会に積極的に参加しましょう。

《 問い合わせ先 》 市庁舎 6 階 防災対策課
岐阜市司町 4 0 番地 1
(Tel 〈直通〉 2 6 7 - 4 7 6 3)

Q 1 7 防災訓練への参加について教えてください。

A 1 7 「自分の命は自分で守る」、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自助・共助の意識の高揚を図るため、各地区において自主防災組織が主催する地域防災訓練などが実施されていますので、積極的に参加してください。

《 問い合わせ先 》 市庁舎 6 階 都市防災政策課・防災対策課
岐阜市司町 4 0 番地 1
(Tel 〈直通〉 2 6 7 - 4 7 6 3)

Q 1 8 防災知識・技術を習得したいときは。

A 1 8 岐阜市自主防災組織連絡協議会では、防災研修会の開催や防災パンフレットの発行などにより、防災意識の高揚を図っています。

また、市が実施している自主防災組織を対象とした研修会や市民の方を対象とした出前講座など、防災に関する知識・技術の習得をする機会があります。

《 問い合わせ先 》 市庁舎 6 階 都市防災政策課
岐阜市司町 4 0 番地 1
(Tel 〈直通〉 2 6 7 - 4 7 6 3)

Q 1 9 地区敬老会に際し、市からは補助金が出ていますが、それ以外に自治会連合会からも費用を出して運営しています。自治会に加入していない人の扱いをどうすればよいでしょうか。

A 1 9 市は自治会連合会が行う敬老会開催経費に対して補助金を交付しています。自治会連合会ごとの均等割と、各地区の対象者の住民基本台帳上の人口を基準に算出しています。使い方は限定しておらず、会場費や催し物などの運営費のほか、記念品代等として活用されています。

このほかに、自治会連合会の費用を加えて、それぞれの地区で特色ある企画がされている例も多くみられます。

自治会に加入していない人については、参加費を別に徴収されている地区もあります。また、敬老会に参加できなかった人や、施設に入所している人へ、記念品を届けている地区もあります。

《 問い合わせ先 》 本庁舎高層部1階 高齢福祉課
(Tel 〈直通〉 2 1 4 - 2 1 7 3)

Q 2 0 ごみの集積場の管理は、どこが行うのですか。また、集積場の新設や廃止は、どのような手続きをすればよいでしょうか。

A 2 0 ごみの集積場は原則として各自治会及び利用者が管理をしています。ただし、集合住宅については、その所有者や管理会社が同様の管理をすることがあります。

・ごみ集積場の設置（新設・移設・廃止）

利用する地域の皆さんで、候補地を選定し自治会長から環境一課へ電話などで連絡をすると、市の担当者が直接現地で安全性などを確認した後、収集を開始します。集合住宅については、地域の自治会長に了解を得たうえで、所有者もしくは管理者から市への連絡をお願いしています。

なお、場合によっては集積場として認められない場合もあります。

また、水路敷地上へ設置する場合、土木管理課に申請が必要になることがありますので、詳細については土木管理課にお問い合わせください。

・日常の管理

ごみ出し曜日やルール等の啓発用看板の設置や、動物被害や飛散防止対策のネットの設置など、地域の実情に応じた管理をしてください。

なお、ごみ集積場の利用者は自治会加入、非加入を問わず、ごみ出しのルールを守り、ごみ集積場の清潔を保つようご協力をお願いします。

《 問い合わせ先 》

市庁舎14階 環境一課 (Tel 〈直通〉 2 6 5 - 3 9 8 3)

市庁舎16階 土木管理課 (Tel 〈直通〉 2 1 4 - 4 7 1 9)

Q 2 1 ごみ出しルールの徹底について、良い方法がありませんか。

A 2 1 岐阜市が発行する「岐阜市ごみ出しのルール」に基づき、住民一人ひとりのマナーに頼るしかありません。市がイエローカードを貼り付け収集せずに残したものは、視覚的に啓発できますが、それでもなお、排出者が持ち帰らないものや、時間外の排出、他地域からの持ち込みといった事例には、看板の設置や回覧等、地域の実情に合わせた対策を講じる必要があります。

なお、「岐阜市ごみ出しのルール」はスマートフォンやタブレット等を活用して10言語（日本語、英語、中国語（繁体字・簡体字）、韓国語、タイ語、ポルトガル語、スペイン語、インドネシア語、ベトナム語）で閲覧できますので、啓発にご活用ください。（多言語対応アプリ「カタログポケット」のダウンロード（無料）が必要です。）

《 問い合わせ先 》 市庁舎14階 環境一課
(Tel〈直通〉265-3983)

Q 2 2 自治会活動として、町内の道路・公園等の一斉清掃や、側溝の清掃をした時に、集めたごみや汚泥の処理はどのようにすればよいでしょうか。

A 2 2 通常のごみ収集とは別の収集車で集めますので、日程や集積場所等の計画が決まりましたら、実施予定日の1週間くらい前までに、環境一課へ収集を依頼してください。なお、側溝の汚泥については、同様に道路維持課へ依頼してください。

《 問い合わせ先 》
市庁舎14階 環境一課 (Tel〈直通〉214-2418)
市庁舎16階 道路維持課 (Tel〈直通〉214-4796)

Q 2 3 不法投棄を発見したときは、どうしたらよいですか。

A 2 3 調査を要する場合があるため、現場をそのままにして次の窓口か警察へ通報してください。

・不法投棄110番 (TEL 0120-530-817)

《 問い合わせ先 》
市庁舎14階 環境一課 (Tel〈直通〉214-2418)
市庁舎14階 産業廃棄物指導課 (Tel〈直通〉214-2169)

Q 2 4 資源分別回収は、どのように行われるのでしょうか。

A 2 4 資源分別回収は、各自治会連合会毎に原則月 1 回、地域で回収日時や場所を決めて、自治会・女性の会・子ども会・PTA・老人クラブなどが実施団体となり行われています。市は実施カレンダーや集積場所の表示板などの物品助成とともに、各自治会連合会からの実績報告書に基づき、奨励金を支給しています。

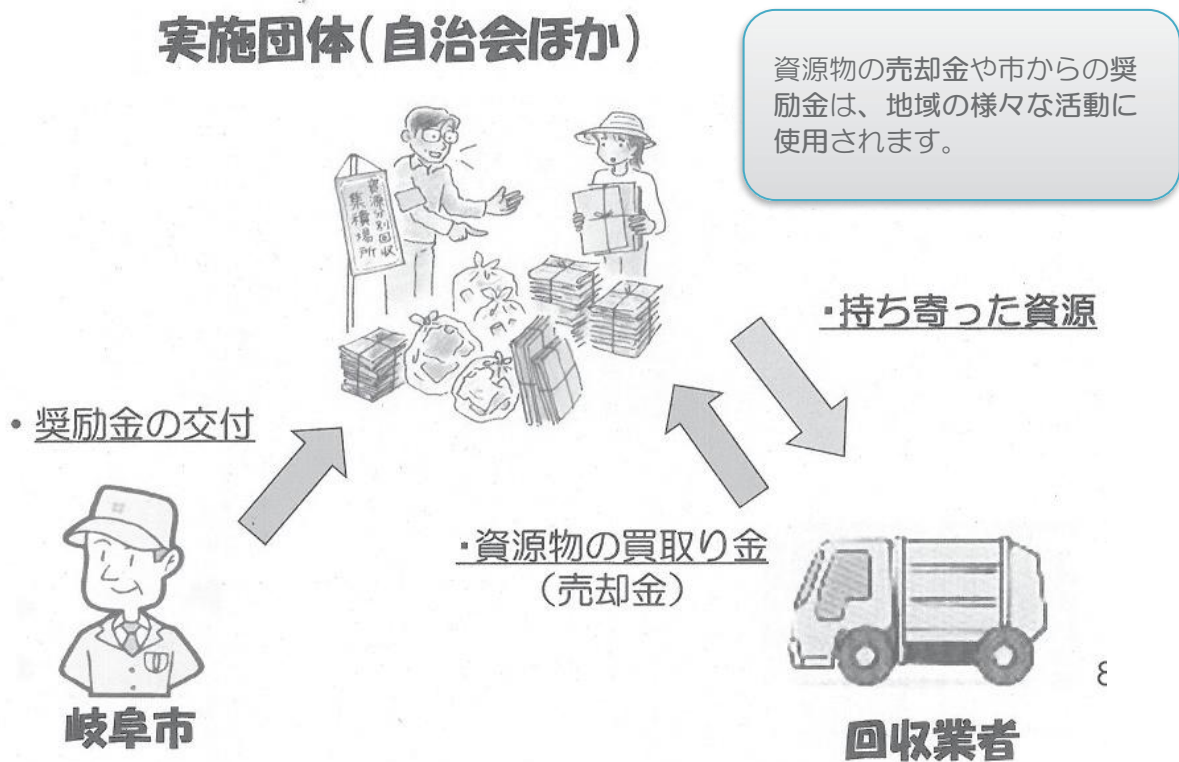
回収品目は新聞・(新聞の折り込み) チラシ・雑誌・段ボール・紙パック・雑がみ (P 2 5 のコラム参照) などの紙類、古着、カン・フライパン類の 3 種類です。

これにより、家庭のごみが減少する、リサイクル意識が高まる、地域のコミュニケーションが深まるなどのメリットがあります。

《 問い合わせ先 》 市庁舎 1 4 階 低炭素・資源循環課
(Tel 〈直通〉 2 1 4 - 2 1 7 9)

資源分別回収の仕組みは？

実施団体(自治会ほか)



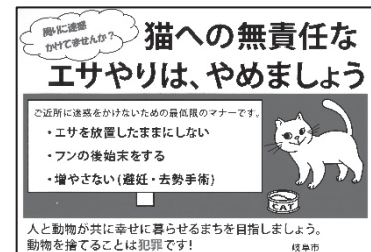
Q 2 5 犬や猫の糞害で困っていますが、何か対応策はありますか。また、野良犬を見かけたときはどうすればいいですか。

A 2 5 犬や猫の糞の放置は、飼い主のマナーによるところが大きいと思われま。まちを美しく保つためには、行政と地域での啓発活動が不可欠です。ペットの糞の処理を呼びかける看板がありますので、ご利用ください。



また、周囲の迷惑も考えずに野良猫に餌付けをする人は残念ながら少なくありません。無責任な餌付けを防止するための看板やパンフレット等で周知するのも一つの方法です。

犬の放し飼いは禁止されています。野良犬は法律に基づき捕獲しますので、連絡してください。



《 問い合わせ先 》 岐阜市保健所 1 階 生活衛生課
岐阜市都通 2 丁目 19 番地
(Tel 252-7195)

Q 2 6 自治会で広報板を設置したいのですが。

A 2 6 地域行事や資源分別回収の日程を告知するなど、広報板を設置し活用している自治会もあります。壁掛け型や据え置き型など、地域の実情や安全性に十分配慮して設置する必要があります。地域におけるまちづくりとコミュニティ活動を促進するため、自治会が広報板を設置する場合、設置に要する費用の 2 分の 1 以内（千円未満の端数は切捨て、限度額 7 万円）の補助が申請できる市の制度があります。

なお、補助の申請時期ですが、広報板設置業者と契約した後の申請では受付できません。また、予算に限りもありますので、補助の申請を検討される場合は、あらかじめ担当課にお尋ねください。

《問い合わせ先》ぎふメディアコスモス 1 階 市民活動交流センター
(Tel 〈直通〉 214-4791)

Q 2 7 飼い主不明の犬や猫の死体を発見した場合は、どのようにしたらよいでしょうか。

A 2 7 道路などの公共用地で死んでいるのを発見した場合は、環境一課へ連絡してください。私有地内で死んでいる場合、あらかじめその土地の所有者か使用者で公道側へ出すことが必要です。ただし、飼い主が明確なものは収集対象外ですので、飼い主自身で市斎苑等へ持ち込んでください。

《 問い合わせ先 》 市庁舎 1 4 階 環境一課
(Tel 〈直通〉 2 6 5 - 3 9 8 3)

Q 2 8 街路灯を設置したいのですが。また、蛍光灯が切れているのか点灯しません。どこへ連絡したらいいでしょうか。

A 2 8 街路灯の設置、維持管理に関しては、道路維持課が担当しています。
なお、街路灯は市道交差点や曲がり角など、夜間の道路交通の安全と事故防止を目的として設置しております。

また、市の維持管理する街路灯（「岐阜市灯」と書いた番号札が取り付けられています）が不点灯の場合は同課へ連絡してください。

自治会など地域が維持管理する防犯灯を設置する場合は、市の補助金交付制度がありますので、防犯・交通安全課へ連絡してください。

《 問い合わせ先 》
市庁舎 1 6 階 道路維持課 (Tel 〈直通〉 2 1 4 - 2 2 9 9)
市庁舎 9 階 防犯・交通安全課 (Tel 〈直通〉 2 1 4 - 4 9 6 3)

Q 2 9 道路に穴があいていたり、側溝が壊れているときは、どこに連絡すればよいのでしょうか。

A 2 9 道路の穴、陥没、破損、凸凹、わだち、段差や側溝の蓋の破損、詰まりや、道路に土砂などが流出している時は道路維持課へ連絡してください。

《 問い合わせ先 》 市庁舎 1 6 階 道路維持課
(Tel 〈直通〉 2 1 4 - 2 2 9 8)

Q 3 0 自治会内の交通が多い場所に、ガードレールやカーブミラーなどの道路安全施設、又は横断歩道や信号機を設けてほしいのですが、どのようにすればよいのでしょうか。

A 3 0 道路安全施設の設置希望や破損しているものを見つけた場合には、道路維持課へ連絡してください。

なお、横断歩道や信号機などの公安委員会管理のものについての相談は、所轄の警察署になります。

《 問い合わせ先 》 市庁舎 1 6 階 道路維持課
(TEL 〈直通〉 2 1 4 - 2 2 9 9)

Q 3 1 自治公民館の建設について、市からの補助内容とその手続きを教えてください。

A 3 1 自治公民館の新築、増築、改築又は建築物購入に係る経費及び自治公民館の修理に対して、市からの補助を受けることができます。

《 問い合わせ先 》 ぎふメディアコスモス 1 階 市民活動交流センター
(TEL 〈直通〉 2 1 4 - 7 1 5 8)

Q 3 2 自治会が保有する自治公民館やその土地を、自治会の名義で不動産登記ができると聞きましたが、その内容を教えてください。

A 3 2 地方自治法の改正により、一定の要件を備えた自治会であれば、市長の認可を受けることにより法人格を有し、自治会名義による不動産登記ができるようになりました。

なお、認可を受けるための要件や必要な手続き等、詳しくは担当課にお尋ねください。(P48 参照)

《問い合わせ先》

ぎふメディアコスモス 1 階

市民活動交流センター

(TEL 〈直通〉 2 1 4 - 4 7 9 1)

